

概要版

入間市

児童発達 支援センター 事業計画

(第2期)

令和7年度～11年度

令和7年3月
入間市

センターの沿革

平成15年度	児童福祉課所管で行っていた保護者向けの幼児療育相談室「のびのび教室」を健康福祉センターの開設に伴い、発達支援事業「元気キッズ」として、親子支援課所管で開始
平成24年	児童福祉法が改正され、配慮が必要な児童への支援は社会全体で支援体制を整備することが法律で求められる
平成27年度	児童福祉法に基づく指定児童発達支援事業所となる
平成29年度	児童発達支援に関する関連課連携会議(こども支援課・保育幼稚園課・青少年課・障害者支援課・地域保健課・学校教育課教育センター)の設置。入間市の児童発達支援の現状と課題の検討を行い、児童発達支援センターを設置することが望ましいとの結論を得る
平成30年3月	入間市障害者福祉プランに「平成32年度までに児童発達支援センター設置に取り組む」ことが記載される
平成30年8月	外部の学識経験者や関係団体等から推薦の方で構成する「入間市児童発達支援センター設置検討委員会」の設置(児童発達支援センター設立の日まで)
令和元年7月	入間市児童発達支援センター事業計画(令和2年度から令和6年度)の策定
令和2年4月	入間市児童発達支援センター開設
令和2年7月	外部の学識経験者や関係団体等から推薦の方で構成する「入間市児童発達支援センター運営協議会」の設置
令和7年3月	入間市児童発達支援センター事業計画 第2期(令和7年度から令和11年度)の策定

センター事業計画(第2期)概要

■ 背景

入間市では、令和元年7月に「入間市児童発達支援センター事業計画」を策定し、この当初計画に基づいて、令和2年4月に「入間市児童発達支援センター」(以下「センター」という)を新たに開設しました。

当初計画では、センターは、(1)相談支援事業、(2)児童発達支援事業、(3)地域支援事業の3つの支援事業に一体的に取り組むことで、ライフステージに応じた切れ目ない支援の実現を目指すとの方向性を示しています。

実際に、センターは、開設以降の5年間、これら3つの事業を柱とし、中でも相談支援、児童発達支援における専門的な支援の提供を中心として、運営を進めて来ました。

■ 現状と課題

令和2年からの5年間には、社会構造の変化や「発達障がい等」に関する認知の高まり、そして、それに伴う支援ニーズの高まりなどが見られました。

少子化が進み、こどもの数自体は減っている状況にあります。今後もこのような傾向は続き、一定数の児童が支援を必要とするものと考えられます。

その一方で、ニーズの高まりに対する個々に応じた専門的な支援を提供する機会・資源には限りがあり、これまでのように相談支援、児童発達支援を中心とした支援を提供するだけでは、必要な支援を必要な方全てに届けることが困難となる懸念があります。

誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しし、「こどもまんなか社会」を実現していくためには、こどもと関わる大人が、こどもを中心に考えた環境づくりに取り組むことや、偏見なく全体が子育てしやすい世の中を目指す、柔軟な地域の土壌が不可欠です。

■ 第2期計画

センターが地域のニーズに応え、心身の発達に気がかりや障がいのあるこどもたちとその家族を引き続き支援していくために、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とする「入間市児童発達支援センター事業計画(第2期)」を策定しました。

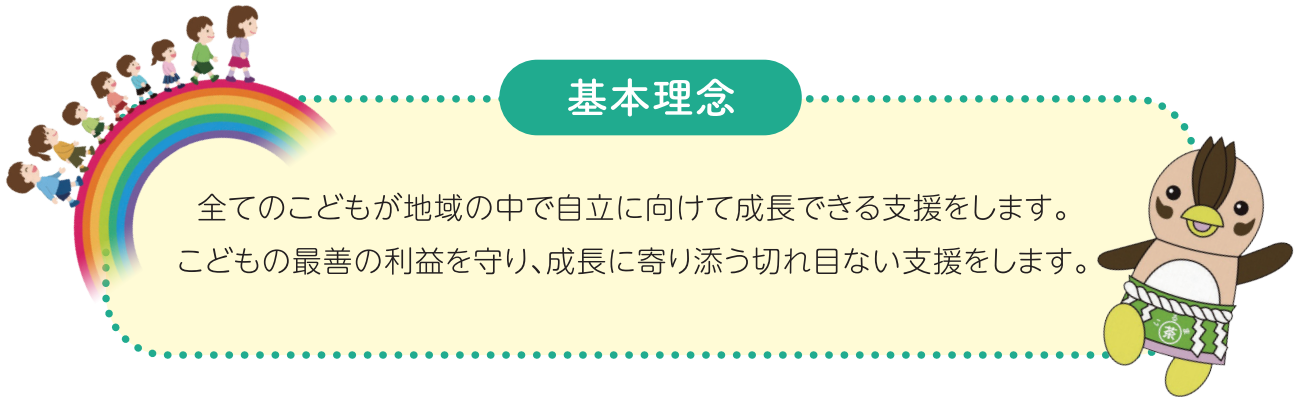
第2期計画では、センターが(1)相談支援事業、(2)児童発達支援事業、(3)地域支援事業をニーズに応じてバランス良く実施し、中核的な支援拠点としての役割を果たすとともに、心身の発達に気がかりや障がいのあるこどもとその家族に、発達段階に応じた切れ目のない一貫した支援を提供できることを目指しています。

センターは、これまでどおり相談支援、児童発達支援における専門的な支援の提供を行いながら、社会情勢の変化に柔軟に対応し地域社会全体でこどもの育ちを支える環境づくりを推進するため、地域支援事業を強化し、地域への直接的な支援のみならず、連携強化や啓発を含めた事業に取り組めます。

センターの基本理念と基本方針

■ 基本理念

こどもとその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した人間へと成長できるよう、関係機関と連携を図りながら、福祉・子育て・教育が一体となり切れ目なく一貫した支援を行えることを目指し、センターの基本理念を次のように定めます。



基本理念

全てのこどもが地域の中で自立に向けて成長できる支援をします。
こどもの最善の利益を守り、成長に寄り添う切れ目ない支援をします。

■ 基本方針

センターでは、以下の基本方針に基づき、(1) 相談支援事業、(2) 児童発達支援事業、(3) 地域支援事業の3つの事業を実施します。

方針1 相談支援事業の基本方針

- ① だれでも気軽に立ち寄り相談のできる環境の整備
- ② さまざまな部門・施策を横断した総合的な相談支援事業の実施
- ③ ライフステージの変化に切れ目なく寄り添う支援の実施
- ④ 児童の発達にかかる情報を継続的に管理し、適切に支援につなぐ機能の整備

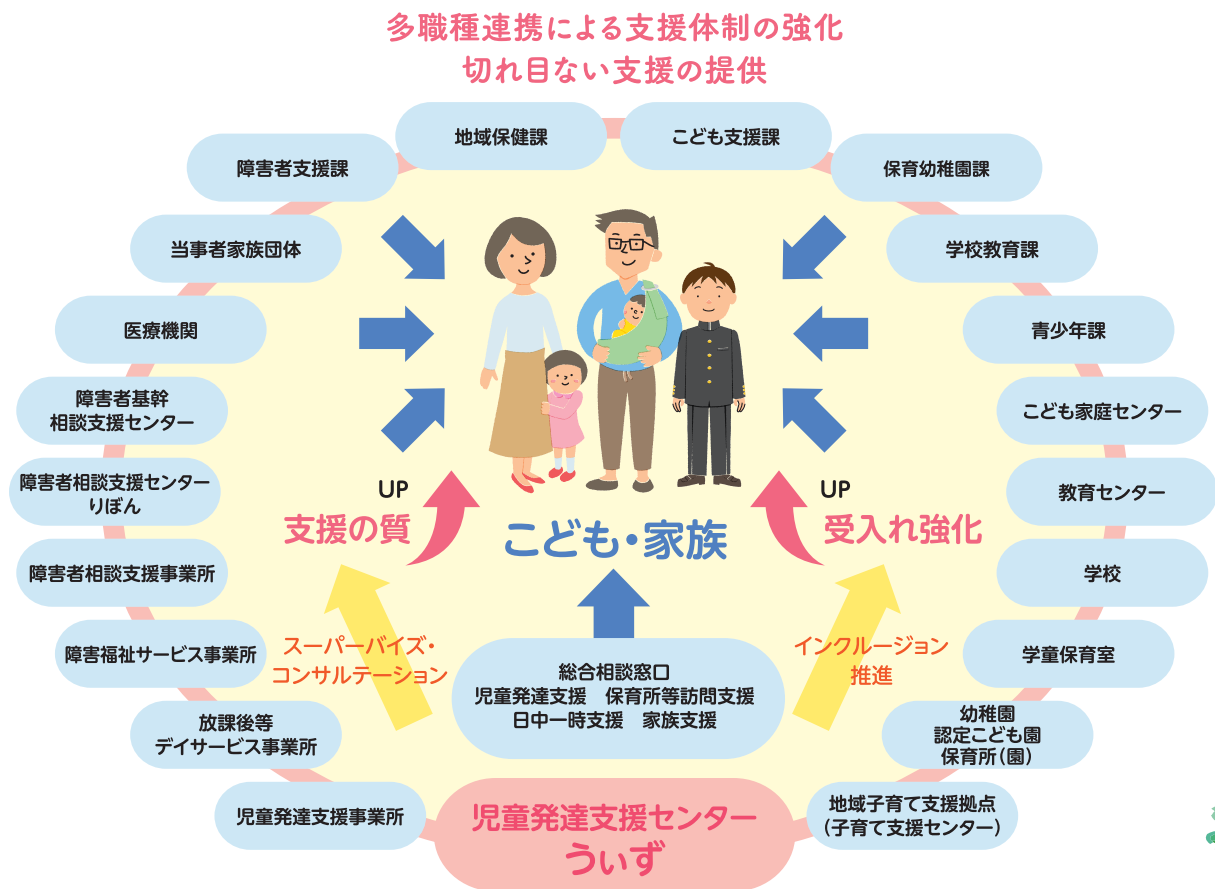
方針2 児童発達支援事業の基本方針

- ① こどもと家族の一体的な支援の実施
- ② 発達段階に応じた質の高い支援の実施

方針3 地域支援事業の基本方針

- ① 障がいの有無にかかわらず身近な地域で育ち・暮らすことができる体制の整備
- ② 地域の関係者・関係機関が連携し、切れ目なく支援が行われる地域づくりの推進
- ③ 発達に気がかりのあるこどもを育てる家庭の不安や孤立の軽減
- ④ 発達や障がいに関する正しい理解を広めるための普及啓発の実施

センターの事業体系



3つの事業と事業運営向上の取組

(1) 相談支援事業	(3) 地域支援事業
① 総合相談窓口 ア 相談支援 イ 専門相談 ウ 障害児相談支援(計画相談支援) エ 相談支援にかかる情報の管理	① 地域支援(こどもに係る機関、支援者へ) ア 庁内関係課、地域の支援機関、関係団体との連携・協力 イ スーパーバイズ・コンサルテーション ウ 地域におけるインクルージョンの推進 ② 家族支援(発達に気がかりのある児童やその家族へ) ア 就学・就労支援 イ 保護者交流(一般・元気キッズ) ウ ペアレントトレーニング エ 交流保育
(2) 児童発達支援事業「元気キッズ」※	③ 普及啓発 ア 発達や障がいに関する知識の普及啓発 イ 小中高生向け支援
① 児童発達支援 ② 保育所等訪問支援 ③ 日中一時支援	
事業運営向上の取組	
① 運営協議会の設置 ② 民間活力の導入	③ 支援力向上の取組 ④ 調査・研究に関する事務の実施 ⑤ PDCAサイクルによる事業検証

※元気キッズ…平成15年に開始した発達支援事業の愛称「元気キッズ」を引き継いでいます。

必要な支援を必要な方に届けるために

前ページのセンターの事業体系図は、2期計画で目指す、事業のイメージを示しています。

当センターの支援の対象は、こども・家族といった個人だけではなく、保育所や幼稚園、学校、障害児通所支援事業所、相談支援事業所など150以上の関連機関が含まれます。

必要な支援を必要な方へ届けるためには、当センターだけが、それぞれの個人、機関に対し、個々への支援を行うのではなく、地域の「支援力」の向上を図るための事業の取り組みが重要になります。

センターで実施する(1)相談支援事業、(2)児童発達支援事業、(3)地域支援事業において、こども、家族に当センターが支援を行うとともに、こども、家族に関連する機関が連携をしながら支援をしていけるよう後方支援を行っていきます。

また、改正児童福祉法で示された4つの機能<①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能③地域のインクルージョン推進の中核機能④地域の発達支援に関する入口としての相談機能>にもあるように、障害児通所支援事業所等には、顔の見える関係づくりから、相互理解を深め、どのような研修ニーズがあるのか等、段階をふみながら、スーパーバイズ・コンサルテーション機能の発揮を目指します。

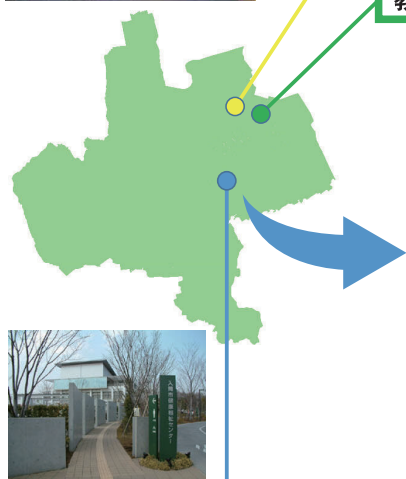
さらに、こどもを日常的に受け入れる機関が受け入れを強化していけるようインクルージョンの推進を段階的に推進し、切れ目ない支援を目指して、多職種連携による支援を行う体制を整えていきたいと考えています。

センターで実施する(1)～(3)の3つの事業について、それぞれのレベルアップを図るとともに、各事業が相乗効果を発揮できるような、センターの運営全体を見渡す広い視野での取組となることを目指します。

この概要版に書かれている事業などの具体的な内容を知りたい方は、計画書本編もあわせてご覧ください。



URL:https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/kodomoshienka/kosodate_shisetsu/102/13201.html



教育センター

[illegible]

児童発達支援事業
元気キッズ

入間市児童発達支援センター
ういず

住所 入間市上藤沢730-1
健康福祉センター内
電話 04-2968-7785
平日 8:30~17:15(祝日・年末年始除く)

1 入間市駅から

- ① 入間市コミュニティバスでいーろーど[健康福祉センターコース]
(市役所経由)約21分
- ② 入間市コミュニティバスでいーろーど[南コース]約24分
- ③ 武蔵藤沢駅行きバス約10分
「西武グリーンヒル」バス停下車
徒歩約15分

2 武蔵藤沢駅から

- ① 入間市コミュニティバスでいーろーど[南コース]約9分
- ② 入間市駅行き、または入間扇町屋団地行き(安川新道口経由)バス約7分「西武グリーンヒル」バス停下車 徒歩約15分
- ③ 入間扇町屋団地行き(安川電機前経由)バス約4分「健康福祉センター」バス停下車徒歩約5分

※交通事情等によりバスの到着
が遅れる場合があります。
(令和7年3月時点の情報です。)



■「健康福祉センター」案内板設置箇所

センター周辺図

入間市児童発達支援センター



【発行日】 令和7年3月

【発行】 埼玉県入間市

【編集】 入間市児童発達支援センター「ういず」

〒358-0013 埼玉県入間市上藤沢730-1 健康福祉センター内

TEL:04-2968-7785